

# 埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

## 平成19年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	物質番号	特定化学物質区分	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
亜鉛の水溶性化合物	1	第一種	24,000	24,000	0	0
アクリロニトリル	7	第一種	25,100	25,100	0	0
アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	9	第一種	2,900	2,900	0	0
アセトニトリル	12	第一種	1,000	1,000	0	0
アニリン	15	第一種	430,000	430,000	0	0
m-アミノフェノール	21	第一種	760	760	0	0
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	24	第一種	46,710	21,710	25,000	0
アンチモン及びその化合物	25	第一種	6,000	6,000	0	0
4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	30	第一種	5,670	5,000	0	670
2-イミダゾリジンチオン	32	第一種	360,000	0	360,000	0
エチルベンゼン	40	第一種	1,139,540	20,740	0	1,118,800
エチレングリコール	43	第一種	26,700	10,800	0	15,900
エチレングリコールモノエチルエーテル	44	第一種	2,600	2,600	0	0
エチレングリコールモノメチルエーテル	45	第一種	1,400	1,400	0	0
エチレンジアミン	46	第一種	220,000	220,000	0	0
エピクロロヒドリン	54	第一種	10,000	10,000	0	0
-カプロラクタム	61	第一種	1,800	1,800	0	0
キシレン	63	第一種	5,003,310	78,210	0	4,925,100
クレゾール	67	第一種	98,000	98,000	0	0
クロム及び3価クロム化合物	68	第一種	48,400	33,200	14,800	0

## 埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

### 平成19年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	物質番号	特定化学物質区分	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
6価クロム化合物	69	第一種	33,800	33,800	0	0
クロロベンゼン	93	第一種	2,000	2,000	0	0
コバルト及びその化合物	100	第一種	3,500	3,500	0	0
酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	101	第一種	4,500	4,500	0	0
酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	103	第一種	16,000	16,000	0	0
無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	108	第一種	1,080	1,080	0	0
2-(ジエチルアミノ)エタノール	109	第一種	14,000	14,000	0	0
N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	115	第一種	84,500	6,500	0	78,000
o-ジクロロベンゼン	139	第一種	60,000	60,000	0	0
2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロロベニル又はDBN)	143	第一種	22,000	22,000	0	0
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	145	第一種	185,000	185,000	0	0
ジフェニルアミン	159	第一種	1,460,000	1,460,000	20,000	0
N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	166	第一種	5,200	5,200	0	0
N,N-ジメチルホルムアミド	172	第一種	950	950	0	0
スチレン	177	第一種	978,500	978,500	0	0
チオ尿素	181	第一種	24,800	24,800	0	0
1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	198	第一種	63,960	63,960	0	0
テトラクロロエチレン	200	第一種	8,900	8,900	0	0
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	204	第一種	153,900	39,900	0	110,000
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	207	第一種	123,410	89,560	33,010	0

## 埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

### 平成19年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	物質番号	特定化学物質区分	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
トリクロロエチレン	211	第一種	14,200	14,200	0	0
2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	212	第一種	7,600	7,600	0	0
1,3,5-トリメチルベンゼン	224	第一種	180,290	1,400	0	178,890
トルエン	227	第一種	12,750,880	3,529,380	0	9,221,480
鉛及びその化合物	230	第一種	151,600	1,600	150,000	0
ニッケル	231	第一種	1,480	670	810	0
ニッケル化合物	232	第一種	11,000	11,000	0	0
N-ニトロソジフェニルアミン	238	第一種	16,000	16,000	0	0
二硫化炭素	241	第一種	1,700,000	1,700,000	0	0
ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	249	第一種	40,000	40,000	0	0
ヒドロキノン	254	第一種	1,350,000	1,180,000	0	166,000
ピペラジン	258	第一種	370,000	370,000	0	0
o-フェニレンジアミン	262	第一種	480,000	480,000	0	0
p-フェニレンジアミン	263	第一種	1,400	1,400	0	0
m-フェニレンジアミン	264	第一種	5,200	5,200	0	0
p-フェネチジン	265	第一種	58,000	58,000	0	0
フェノール	266	第一種	542,000	542,000	0	0
フタル酸ジ-n-オクチル	269	第一種	2,200	2,200	0	0
フタル酸ジ-n-ブチル	270	第一種	4,500	4,500	0	0
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	272	第一種	12,100	12,100	0	0
ふっ化水素及びその水溶性塩	283	第一種	4,200	4,200	0	0

## 埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

### 平成19年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	物質番号	特定化学物質区分	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	297	第一種	81,300	81,300	0	0
ベンゼン	299	第一種	479,700	0	0	479,700
1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	300	第一種	830	830	0	0
ほう素及びその化合物	304	第一種	6,000	6,000	0	0
ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	307	第一種	28,850	28,850	0	0
ホルムアルデヒド	310	第一種	1,100	1,100	0	0
マンガン及びその化合物	311	第一種	190,610	70,610	120,000	0
無水マレイン酸	313	第一種	44,500	44,500	0	0
メタクリル酸	314	第一種	4,000	4,000	0	0
メタクリル酸2-エチルヘキシル	315	第一種	1,500	1,500	0	0
メタクリル酸メチル	320	第一種	9,000	9,000	0	0
N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	333	第一種	160,000	0	160,000	0
-メチルスチレン	335	第一種	91,000	91,000	0	0
モリブデン及びその化合物	346	第一種	2,900	2,900	0	0
1・1-ジメチルヒドラジン	43	第二種	2,000	2,000	0	0
アンモニア(アンモニア水を含む)	2	県指定	131,900	131,900	0	0
塩化水素(塩酸を含む)	7	県指定	443,720	443,720	0	0
硝酸	25	県指定	2,201,100	2,201,100	0	0
トリエチルアミン	27	県指定	3,660	3,660	0	0
二酸化硫黄(燃焼生成物を除く。)	30	県指定	160,000		160,000	0
フタル酸ジメチル	39	県指定	6,300	6,300	0	0

## 埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

### 平成19年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	物質番号	特定化学物質区分	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
n-ヘキサン	45	県指定	141,200	141,200	0	0
p-ベンゾキノン	48	県指定	60,000	0	60,000	0
ベンゾフェノン	49	県指定	500	500	0	0
マグネシウム	52	県指定	2,600	2,600	0	0
メタノール	54	県指定	378,100	357,100	21,000	0
メチルイソブチルケトン	55	県指定	65,680	65,680	0	0
メチルエチルケトン(別名MEK)	56	県指定	1,824,330	1,824,330	0	0
硫化水素	60	県指定	206,100	6,100	200,000	0
硫酸(三酸化硫黄を含む)	61	県指定	347,300	347,300	0	0
硫酸ジメチル	62	県指定	1,060,000	1,060,000	0	0
全物質合計			36,538,320	18,929,900	1,324,620	16,294,540

有効数字の関係で取扱量と取扱量の内訳の合計は必ずしも一致しません。

取扱量の内訳は以下のとおりです。

**使用量**・・・事業所において事業活動に伴い使用した量

**製造量**・・・事業所において製造した量(副生成物も含む)

**取り扱う量**・・・入荷した特定化学物質を自らは使用しないで、卸売りや小売りのために、事業所内で貯蔵所等に移し替える量